神奈川県
健康医療局生活衛生部生活衛生課

令和５年度

食の安全検査情報

令和６年８月

Ⅰ－９　食品添加物

（1）　輸入食品の指定添加物

輸入食品 299 検体について国内での使用が認められている食品添加物の検査を実施したところ、違反が疑われる菓子類（２検体）とその他の食品（１検体）が計３検体ありましたので、輸入者を管轄する自治体に通報しました。

品　目	検体数	検査項目								違反数
		着色料	保存料	漂白剤	甘味料	発色剤	酸化防止剤	乳化剤	防かび剤	
魚介類加工品	2		6		1					
肉・卵類及びその加工品	10	24	24			9				
穀類及びその加工品	8	12	21							
果　物	16								48	
漬　物	32	108	66		10		1			
野菜類・果物及びその加工品※1	42	24	81	9	2		5			
菓子類	64	192	126		7		3	12		2
清涼飲料水	25	144	56		3		1			
酒精飲料	5	24	3		3		1			
かん詰・びん詰食品	26	120	39		7		1	8		
調味料	26	144	42		2			4		
そうざい及びその半製品	6	12	15							
その他の食品※2	37	156	60	1	3		2	24		1
合　計	299	960	539	10	38	9	14	48	48	3

※１　漬物を除く

※２　そうざい及びその半製品を除く

○　検査項目内訳

着　色　料：タール色素 12 種類（食用赤色(2 号、3 号、40 号、102 号、104 号、105 号、106 号)、食用青色(1 号、2 号)、食用緑色 3 号、食用黄色(4 号、5 号)）

保　存　料：ソルビン酸、安息香酸、デヒドロ酢酸、パラオキシ安息香酸

漂　白　剤：二酸化硫黄

甘　味　料：サッカリンナトリウム

発　色　剤：亜硝酸根

酸化防止剤：二酸化硫黄

乳　化　剤：ポリソルベート（20、60、65、80）

防かび剤：オルトフェニルフェノール(OPP)、チアベンダゾール(TBZ)、イマザリル

○　輸入品原産国別検体数

品　目	検体数	原産国名								
		中国	タイ	韓国	イタリア	アメリカ	フィリピン	スペイン	ベトナム	その他
魚介類加工品	2		2							
肉・卵類及びその加工品	10	1	3			3				3
穀類及びその加工品	8				2			1	1	4
果　物	16					5	4			7
漬　物	32	22		7				1	1	1
野菜類・果物及びその加工品※1	42	25	1		2		5		1	8
菓子類	64	11	3	8	1	1		5	3	32
清涼飲料水	25		7	3	1	2		1		11
酒精飲料	5	2		2	1					
かん詰・びん詰食品	26	7	3		5	1	4	2		4
調味料	26	2	9	9	4				1	1
そうざい及びその半製品	6	4	1						1	
その他の食品※2	37	8	11	6	4	1			2	5
合　計	299	82	40	35	20	13	13	10	10	76

※1　漬物を除く

※2　そうざい及びその半製品を除く

○　規制：食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)

（2） 輸入食品の指定外添加物

輸入食品 85 検体について国内での使用が認められていない食品添加物の検査を実施したところ、違反はありませんでした。

品　目	検体数	検査項目				違反数
		着色料	甘味料	酸化防止剤	乳化剤	
穀類及びその加工品	1			1		0
漬　物	6	30				0
野菜類・果物及びその加工品※1	2	10				0
菓子類	28	50	7	19	6	0
清涼飲料水	7	35	3			0
かん詰・びん詰食品	12	37	2	5	4	0
調味料	18	60	9	2	2	0
そうざい及びその半製品	1	5				0
その他の食品※2	10	41	6	5	12	0
合　計	85	268	27	32	24	0

※1　漬物を除く

※2　そうざい及びその半製品を除く

○　検査項目内訳

着　色　料：アゾルビン、キノリンイエロー、パテントブルー、オレンジⅡ、グリーン S、スーダンⅠ、スーダンⅡ、スーダンⅢ、スーダンⅣ、パラレッド

甘　味　料：サイクラミン酸（チクロ）

酸化防止剤：TBHQ（ターシャリブチルヒドロキノン）

乳　化　剤：ポリソルベート（40、85）

○　輸入品原産国別検体数

品　目	検体数	原産国名							
		タイ	韓国	中国	イタリア	ベルギー	台湾	ベトナム	その他
穀類及びその加工品	1				1				0
漬　物	6	0	1	5					0
野菜類・果物及びその加工品※1	2			1					1
菓子類	28	2	1	2	1	5	3	1	13
清涼飲料水	7	1	2		1		1		2
かん詰・びん詰食品	12	1			3				8
調味料	18	7	5	3				2	1
そうざい及びその半製品	1							1	0
その他の食品※2	10	3	3		2				2
合　計	85	14	12	11	8	5	4	4	27

※1　漬物を除く

※2　そうざい及びその半製品を除く

○　規制：食品衛生法第 10 条(昭和 22 年法律第 233 号)

不検出

（3） 国産食品の指定添加物

国産食品 314 検体について国内での使用が認められている食品添加物の検査を実施したところ、違反はありませんでした。

品　目	検体数	検査項目							違反数
		着色料	保存料	発色剤	甘味料	酸化防止剤	品質保持剤	漂白剤	
魚介類加工品	86	144	159	6	23	20			0
肉、卵類及びその加工品	75	24	93	75					0
乳製品	9	36	9		9				0
乳類加工品	6	12	18		2				0
アイスクリーム類及び氷菓	10	48			8				0
穀類及びその加工品	11						11		0
野菜類・果物及びその加工品※1	16	24	4		1	2		12	0
漬物	19	72	45		14				0
菓子類	26	168	54		18			2	0
清涼飲料水	31	84	105		11				0
酒精飲料	5	12	3		4	1			0
かん詰びん詰食品	1		3		1				0
そうざい及びその半製品	10	60	21		2	1		1	0
その他の食品※2	9	12	12		2			2	0
合　計	314	696	526	81	95	24	11	17	0

※1　漬物を除く

※2　そうざい及びその半製品を除く

○　検査項目内訳

着　色　料：タール色素 12 種類（食用赤色(2 号、3 号、40 号、102 号、104 号、105 号、106 号)、食用青色(1 号、2 号)、食用緑色 3 号、食用黄色(4 号、5 号)）

保　存　料：ソルビン酸、安息香酸、デヒドロ酢酸、パラオキシ安息香酸、二酸化硫黄

発　色　剤：亜硝酸根

甘　味　料：サッカリンナトリウム、アセスルファムカリウム

酸化防止剤：二酸化硫黄、BHA（ブチルヒドロキシアニソール)、BHT（ジブチルヒドロキシトルエン）

品質保持剤：プロピレングリコール

漂　白　剤：二酸化硫黄

○　規制

食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)